

遠野市中小企業等雇用確保支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

遠野市長 本 田 敏 秋

### 遠野市中小企業等雇用確保支援事業費補助金交付要綱

#### (目的)

第1条 この告示は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第36条第1項の規定に基づく遠野市の区域に係る新型コロナウイルス感染症対策の総合的な推進と相まって、新型コロナウイルス感染症等の影響による低迷の状態から脱却させ、持続的発展の基盤強化を図る目的で、中小企業者等が行う新たな雇用の確保に資する事業に対し、予算の範囲内でその費用の一部を交付することについて、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

#### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等 新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置をいう。
- (2) 中小企業者等 市内で事業を営む事業者で次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
  - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合
  - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する一般社団法人等
  - エ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人等
  - オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人等
  - カ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第31条に規定する職業訓練法人
- (3) 常用雇用者 期間の定めのない労働契約により雇用される労働者で、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者であるものをいう。
- (4) 雇用確保事業 補助事業者が市外に居住する求職者（当該補助事業者に就職する日において60歳未満の者に限る。）と新たに労働契約を締結し常用雇用者として雇用するために行う次に掲げる事業の総称をいう。
  - ア 求人情報掲載事業 市外に居住する求職者を含む労働者を雇用しようとする補助事業者が、自ら又は職業紹介事業者に委託して、労働者になろうとするものに対し、その被用者となることを勧誘すること。
  - イ 転入就職支援事業 補助事業者と労働契約を締結した求職者（市外に居住する者に限る。以下同じ。）が、当該労働契約の締結の日から1月前から当該労働契約の締結の日

の1月を経過する日までの間に、市内に居住するための転入又は転居すること。

ウ PCR検査等事業 補助事業者と労働契約を締結した求職者が、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査、LAMP法検査又は抗原定量検査を受けること。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内に事業所を有し、又は主たる活動場所を有する中小企業者等とする。ただし、転入就職支援事業は、中小企業者等と労働契約を締結した求職者を補助金の交付対象者とすることができる。

2 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象者から除く。

(1) 市税の申告をしていない者（令和3年1月1日以降に転入した者を除く。）

(2) 市税の滞納がある者

(3) 公序良俗に反する者

(4) 新型コロナウイルス感染症等に起因して労働者を解雇した者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する規制の対象となる者（新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定による知事の要請に応じた者を除く。）

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及びこれらのものと密接な関係を有する者

(7) 補助金の交付決定前までに破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をした者

(補助金の補助対象経費等)

第4条 補助事業の区分、補助金の対象経費及び補助額は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者が提出しなければならない規則で定める書類、添付書類、書類の提出期限等は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、補助事業者から補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、当該申請者に通知する。

2 市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じ補助金の一部若しくは全部の取消し又はその決定の内容若しくはこれに付した条件の変更について補助事業者から申請があったときは、その内容を審査し、遠野市雇用確保支援事業費補助金取消し（変更（中止、廃止）承認）通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知する。

(債権譲渡の禁止)

第7条 補助事業者は、規則第5条第1項の規定により交付決定した補助金の一部又は全部を市長の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させることができない。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第8条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象経費の支払いの中止又は廃止
- (2) 補助事業者の変更
- (3) 前2号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の2割を超える増減を伴う変更  
(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び証拠書類を備え、他の経理と区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する会計年度の翌年度から5年間これを保管しなければならない。  
(事業の実施状況の報告、検査等)

第10条 市長は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の実施状況について随時報告を求め、又はその職員に当該補助事業者の事業所に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。  
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表1（第4条関係）

補助事業の区分	補助金の対象経費	補助額
求人情報掲載事業	有料の職業紹介事業者を支払う費用、補助事業者自らの求人情報を周知するために支払う委託料又は宣伝広告費	定額（ただし、5万円を上限に、補助対象経費の額以内の額とする。）
転入就職支援事業	中小企業者等と労働契約を締結した求職者（市外に居住する者に限る。）が市内に居住するための転入又は転居するために運送事業者を支払う荷造運賃、交通費、道路使用料、燃料費（当該転入又は転居のための移動に要する燃料使用に限る。）	補助事業者が中小企業等の場合 定額（ただし、新たに労働契約を締結した常用雇用者数に10万円を乗じて得た額を上限に、補助対象経費の額以内の額とする。）
		補助事業者が中小企業者等と労働契約を締結した求職者の場合 定額（ただし、10万円を上限に、補助対象経費の額以内の額とする。）
PCR検査等事業	中小企業者等と労働契約を締結した求職者（市外に居住する者に限る。）を対象に行う新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査、LAMP法検査又は抗原定量検査の検査費用	定額（ただし、新たに労働契約を締結した常用雇用者数に19,500円を乗じて得た額を上限に、補助対象経費の額以内の額とする。）

別表2（第5条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条に規定する書類	遠野市中小企業等雇用確保支援事業費補助金交付申請書（事業者用） 1 市税納税状況等確認承諾書 2 補助対象経費に係る見積書その他の費用が確認できる書類 3 新たに雇用する転入者と労働契約を締結していることを証する書類の写し 4 新たに雇用する転入者が転入、転居その他の市内に居住していることを証する書類	第1号 第2号	令和3年11月30日（ただし、補助金交付申請による補助金交付決定額が予算に達しない場合は、市長が別に定める日とする。）
	遠野市中小企業等雇用確保支援事業費補助金交付申請書（転入者用） 1 補助対象経費に係る見積書その他の費用が確認できる書類 2 中小企業者等と労働契約を締結していることを証する書類の写し 3 転入、転居その他の補助事業者が市内に居住していることを証する書類	第3号	
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する書類	遠野市中小企業等雇用確保支援事業費補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書 1 当該変更（中止又は廃止）の原因となった事実を証する書類 2 その他市長が必要と認める書類	第4号	変更（中止・廃止）の理由が生じた日から15日以内の日
規則第8条第1項に規定する書類	遠野市中小企業等雇用確保支援事業費補助金交付申請取下げ届出書	第5号	交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内の日
規則第13条第1項に規定する書類	遠野市中小企業等雇用確保支援事業費補助金請求書 1 遠野市中小企業等雇用確保支援事業費補助金事業実績書 2 当該補助対象経費の支払いに係る納品書、請求書、領収書その他の証書類の写し 3 求人情報掲載事業に関し、求人情報の掲載内容が確認できる書類 4 その他事業実績を証する書類で市長が必要と認める書類	第6号	補助事業の完了日から30日以内（ただし、この告示の施行期日前に補助事業が完了しているときは、この告示の施行日）又は令和4年1月4日のいずれか早い日
		第7号	

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

遠野市中小企業等雇用確保支援事業費補助金交付申請書（事業者用）

遠野市中小企業等雇用確保支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により遠野市中小企業等雇用確保支援事業費補助金を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 基本情報

法人番号（個人事業者は省略）	<input type="text"/>
商号（団体名・屋号）	<input type="text"/>
本社（本店）所在地（個人事業者は事業所の所在地を記載）	〒 <input type="text"/>
.....	
.....	
電話( ) -	
(フリガナ) 代表者役職名及び氏名	<input type="text"/>

書類送付先（上記の本社（本店）所在地と同じ場合は事業所名及び所在地の欄は省略可）

事業所名（個人事業者は省略）	<input type="text"/>
所在地（個人事業者は住所又は居所を記載）	〒 <input type="text"/>
.....	
.....	
電話( ) -	
(フリガナ) 担当者氏名（個人事業者は省略）	<input type="text"/>
メールアドレス	<input type="text"/>

事業者の概要

業種（日本産業分類）	<input type="text"/>
設立年月日（個人事業者は創業日）	年 月 日
資本金（個人事業者は省略）	円
常用雇用者数（令和3年4月現在）	人（うち遠野市内の事業所 人）

## 2 補助事業（求人情報掲載事業）の内容

### (1) 職業紹介事業者に求人を依頼する場合

職業紹介事業者	
求人情報掲載に係る支払(見込)額	円 … 2 (1)

※支払(見込)額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

※支払額に係る発注書、契約書、納品書、請求書、領収書その他の証書類の写しを添付してください。

### (2) 自ら求人情報を掲載する場合

求人情報掲載の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページ</li> <li>・ チラシ</li> <li>・ その他 ( )</li> </ul>
求人情報掲載に係る支払(見込)額	円 … 2 (2)

※支払(見込)額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

※支払額に係る発注書、契約書、納品書、請求書、領収書その他の証書類の写しを添付してください。

## 3 補助事業（転入就職支援事業）の内容

転入等をする新規雇用者の転入等のために補助事業者が支出する（支出した）費用

	転入等をする新規雇用者の氏名	支払(見込)額	補助金の額
1		円	円
2		円	円
3		円	円
合計			円 … 3

※支払(見込)額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

※補助金の額には、それぞれの支払(見込)額が100,000円未満の場合は、その支払(見込)額を記載してください。それぞれの支払(見込)額が100,000円以上の場合は、100,000円と記載してください。

※支払額に係る発注書、契約書、納品書、請求書、領収書、受領書等の写しを添付してください。

## 4 補助事業（PCR検査等事業）の内容

転入等をする新規雇用者の転入等のために補助事業者が支出する（支出した）費用

	転入等をする新規雇用者の氏名	支払(見込)額	補助金の額
1		円	円
2		円	円
3		円	円
合計			円 … 4

※支払(見込)額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

※補助金の額には、それぞれの支払(見込)額が19,500円以下の場合は、その支払(見込)額を記載してください。それぞれの支払(見込)額が19,500円を超えるの場合は、19,500円と記載してください。

※支払額に係る発注書、契約書、納品書、請求書、領収書、受領書等の写しを添付してください。

## 5 補助金の計算

### (1) 求人情報掲載事業

求人情報掲載に係る支払(見込)額	円 … 2 (1)
求人情報掲載に係る支払(見込)額	円 … 2 (2)
(合計)	円

### 補助金の交付申請額

求人情報掲載事業分	円 … 2
-----------	-------

※(合計)の額が50,000円未満の場合は、(合計)の額を記載してください。(合計)の額が50,000円以上の場合は、50,000円と記載してください。

### (2) 転入就職支援事業

転入就職支援事業分	円 … 3
-----------	-------

※3の合計の額を記載してください。

### (3) PCR検査等事業

PCR検査等事業分	円 … 4
-----------	-------

※4の合計の額を記載してください。

### (4) 補助金の交付申請額

円 … 2 + 3 + 4
---------------

※上記の2、3、4の合計の額を記載してください。

## 6 添付書類

- (1) 市税納税状況等確認承諾書(様式第2号)
- (2) 補助対象経費に係る見積書その他の費用が確認できる書類  
(補助金を受ける事業区分に応じて、必要な書類を添付すること。)



様式第2号（第5条関係）

市税納税状況等確認承諾書

遠野市中小企業等雇用確保支援事業費補助金の審査のため、納税等に関する情報が確認されることについて承諾します。

年 月 日

遠野市長 様

申請事業者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者の職名及び氏名）

遠野市長 様

申請者  
住所  
氏名

遠野市中小企業等雇用確保支援事業費補助金交付申請書（転入者用）

遠野市中小企業等雇用確保支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により遠野市中小企業等雇用確保支援事業費補助金を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業者の概要

(フリガナ)	
氏名	
現住所 (遠野市内の住所)	〒 遠野市
連絡先電話番号	
転入した日	令和3年 月 日
転入前の住所	
過去の居住の有無	以前遠野市に居住していたことがある はい・いいえ

2 就職先の概要

就職先の事業所の名称	
就職をした日 ※労働条件通知書の日付	令和3年 月 日

3 転入、転居等に要した費用

円

※費用の記載は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。  
※支払額に係る発注書、契約書、納品書、請求書、領収書、受領書等の写しを添付してください。

4 補助金交付申請額

円

※3の金額が100,000円以下のときは、3の金額を記載してください。3の金額が100,000円を超えるときは、100,000円と記載してください。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者（補助事業者）  
住所（所在地）  
商号（団体名・屋号）  
氏名（代表者氏名）

遠野市中小企業等雇用確保支援事業費補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業の実施について、次の理由により変更（中止、廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

理由

注 変更前と変更後を容易に比較対照できるよう変更箇所を二段書きとし、変更前を見え消し  
で下段に記載すること。

また、添付書類については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更  
があったものだけに限り添付すること。

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

遠野市長 様

届出者（補助事業者）  
住所（所在地）  
商号（団体名・屋号）  
氏名（代表者氏名）

遠野市中小企業等雇用確保支援事業費補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業の補助金の交付の申請は、次の理由により取り下げることとしたので届け出ます。

- 1 補助事業名
- 2 取下げ理由

様式第6号（第5条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

㊟

### 遠野市中小企業等雇用確保支援事業費補助金請求書

遠野市中小企業等雇用確保支援事業費補助金事業が完了したので、遠野市補助金交付規則第13条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり請求します。

#### 1 交付決定の内容

(1) 交付決定 年 月 日付け遠野市指令 第 号

(2) 補助金交付決定額 円

2 請求額 金 円

#### 3 振込先

(1) 金融機関名及び支店名

(2) 預金種別

(3) 口座番号

(4) 口座名義（フリガナ）

#### 4 添付書類

(1) 事業実績書（様式第7号）

(2) 補助対象経費の支払いに係る領収書の写しその他の支払いを証する書類

(3) 求人情報掲載事業に関し、求人情報の掲載内容が確認できる書類

(4) 補助金の交付決定の通知の写し

注 精算の結果、請求する補助金がない場合は、4の添付書類を提出すること。

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

遠野市中小企業等雇用確保支援事業費補助金事業実績書

遠野市中小企業等雇用確保支援事業費補助金事業が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 交付決定の内容

(1) 交付決定 年 月 日付け遠野市指令 第 号

(2) 補助金の交付決定額 金 円

2 事業期間

令和 年 月 から 令和 年 月 まで

3 事業費の内容

	事業区分	支払額	補助金交付額
1	求人情報掲載事業	円	円
2	転入就職支援事業	円	円
3	PCR検査等事業	円	円
合計			円

4 添付書類

(1) 当該補助対象経費の支払いに係る領収書の写しその他の支払いを証する書類

(2) 求人情報掲載事業に関し、求人情報の掲載内容が確認できる書類

(3) その他当該補助事業の実績を証する書類で市長が特に必要と認める書類

様式第8号（第6条第2項関係）

第 号  
年 月 日

申請者

所在地

名称

代表者氏名

様

遠野市長



遠野市中小企業等雇用確保支援事業費補助金取消し（変更（中止、廃止）承認）通知書

次のとおり遠野市中小企業等雇用確保支援事業費補助金の交付を取り消す（変更（中止、廃止）を承認する）こととしたので、遠野市中小企業等雇用確保支援事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

1 理由

2 内容